

名寄市文化芸術の振興に関する基本方針

1. 策定の目的

名寄市は、日々の営みの中で文化芸術の薫りに包まれ、心の豊かさを実感できるまちを目指し、平成27年4月に名寄市文化芸術振興条例を施行しました。本条例に基づき、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めます。

2. 基本方針の位置づけ

基本方針は、「名寄市文化芸術振興条例」に基づき、本市の文化芸術の振興に関する基本的な方向性を示すもので、「文化芸術振興基本法」をはじめとした国の法律・計画や、関連する本市の個別基本計画との整合性を図り、推進していきます。

文化芸術の振興に向けた具体的な施策は、基本方針に基づき、名寄市総合計画や名寄市社会教育推進計画等で定めます。

3. 基本方針

(1) 市民が文化芸術を身近に感じられる環境づくりの推進

名寄市文化芸術審議会や名寄市民文化センター事業企画委員会、文化芸術団体等の各種組織と行政との連携により、誰もが文化芸術に親しむことができる基盤づくりを進めます。

また、将来を担う子どもたちが、豊かな心や創造性などを育むことができるように、学校と連携し、文化芸術にふれる機会を積極的に提供していきます。

(2) 市民の自主的かつ創造的な文化芸術活動の推進

市民は、文化芸術の担い手として自主性及び創造性を発揮し、文化芸術を継承、発展させる役割を担っていきます。

(3) 文化芸術による市の魅力向上

本市の文化的資源を市民が広く共有し、文化芸術を通して市民が相互に交流するとともに、「名寄市」としての文化芸術を創造し市内外へ向けて積極的に発信することで、まちの魅力を高めていきます。

(4) 文化財、地域固有の伝統文化の継承と発展

文化財や伝統的な文化芸術を保存・継承し、さらなる発展を図るとともに、市民の文化財に対する関心を高め、活用をする機会の充実を図ります。

(平成30年4月1日策定)